

別表第 1（第 6 条関係） 法第108条第 1 項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名 _____

年度分 _____

(単位 円)

		収益の額	設備管理部門 の基礎的電気 通信役務原価	設備利用部門 の基礎的電気 通信役務原価	基礎的電気通 信役務原価
1 施行規則 第 14 条第 1 号に掲げ るもの	(1) 同号イに 掲げるもの				
	(2) 同号ロに 掲げるもの				
	(3) 同号ハに 掲げるもの				
	小 計				
2 施行規則 第 14 条第 2 号に掲げ るもの	(1) 同号イに 掲げるもの				
	(2) 同号ロに 掲げるもの				
	(3) 同号ハに 掲げるもの				
	小 計				
合 計					

- 注 1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が利用者料金を設定している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者の収益の額を含まないものとする。
- 2 収益の額は、施行規則第14条第 1 号イからハまで及び第 2 号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の 3 又は第40条の 5 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の 1 の科目ロ及びハ並びに 3 及び 4 の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。
- 3 2 の施行規則第40条の 3 又は第40条の 5 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。
- 4 接続料規則第11条（第 3 項ただし書及び第 5 項ただし書の規定を除く。）、第12条（第 5 項の規定を除く。）及び第13条の規定は、3 における施行規則第40条の 3 又は第40条の 5 の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 11 条第 1 項	一般法定機能	適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第 11 条第 2 項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
第 11 条第 3 項	対象設備等	基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地及び施設
	法第三十二条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として	接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて
第 11 条第 4 項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門及び設備利用部門
	第一種指定電気通信設備	設備管理部門及び設備利用部門
第 11 条第 5 項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費	基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金
第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

- 5 1 の項(3)及び2 の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2 の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第14条第 2 号に掲げる第一種公衆電話機の一台中当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台中当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。